

目 次

○第1号（5月17日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第46号 教育委員会教育長の任命について	3
日程第 4 議案第47号 固定資産評価員の選任について	5
日程第 5 承認第 1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する 条例の制定について）	6
日程第 6 承認第 2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一 部を改正する条例の制定について）	12
閉 会	14

令和 6 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

5 月 1 7 日 (金)

令和 6 年第 3 回榛東村議会臨時会会議録第 1 号

令和 6 年 5 月 1 7 日（金曜日）

議事日程 第 1 号

令和 6 年 5 月 1 7 日（金曜日）午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 議案第 4 6 号 教育委員会教育長の任命について

日程第 4 議案第 4 7 号 固定資産評価員の選任について

日程第 5 承認第 1 号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 6 承認第 2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君	12 番	早 坂 通 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総 務 課 長	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
税 務 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
健康保険課長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
会 計 課 長	一 倉 学 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	湯 澤 知佐子 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

8番小坂橋尚議員、10番善養寺孝議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 議案第46号 教育委員会教育長の任命について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第46号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 本件につきましては、私が関係する人事案件でありますので、退席を申し出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ただいま須永教育長から退席の申出がございましたので、これを許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前9時32分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

日程第3、議案第46号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第46号 教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

昨年7月の臨時議会におきまして、ご同意いただきました現教育長の須永光明氏の任期が本年5月28日を持って満了となります。引き続き須永氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

須永教育長は、令和5年7月に教育長に就任されてから、村の教育行政の司令塔として山積する教育課題に対応するため、質的、物的、人的な面からの充実に向けて陣頭指揮に立ち、尽力していただいております。優れた見識とこれまでの豊富な経験を生かし、常に的確な指示により村の教育行政を導いてくださっております。

具体的な取組、実績の一部を申し上げますと、県教育委員会への働きかけにより、県内2例目となる北群馬郡町村合同による巡回型の学習障害通級指導教室の開設と専門的知識を有する県費教職員の配置を本年4月から実現、また、全国でも教職員のなり手不足と言われ、県内でも欠員が生じる中、村内小中学校の教職員人事に尽力し、人員の増員と充実を図っていただきました。

これからも私が掲げております未来に向けたビジョン1の子育て、教育、福祉を柱としておりますもっと赤ちゃんから高齢者まで誰もが安心して暮らせるインクルーシブな村への実現に向けて一緒に取り組み、村の教育行政の発展につなげていただきたいと考えているところでございます。

引き続き、須永氏を教育長として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

皆様のご理解、ご協力をお願いし、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第46号 教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時36分休憩

午前9時37分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

教育委員会教育長として同意されました須永光明教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

教育長。

〔教育長 須永光明君登壇〕

○教育長（須永光明君） ただいまは、教育長就任につきまして同意をいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年7月からお世話になりまして、子どもたちの一人一人のよさを伸ばす、幼稚園から小学校、中学校、それぞれの段階でしっかりした力をつける、そして、自立した大人として社会で貢献できる人材を育てたいと考え、励んでまいりました。この間、議員の皆様にはご理解をいただき、ご協力いただきましたことを大変感謝を申し上げたいというふうに思います。

引き続き、本村の発展のために、教育分野を通しまして努力をしてまいりたいというふうに思います。

引き続き、ご支援をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ありがとうございました。

◎日程第4 議案第47号 固定資産評価員の選任について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第47号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第47号 固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

この件につきましては、固定資産評価員でありました前税務課長の岩田彦一氏が4月1日付で異動しました。皆様に議案を配付してありますように、後任としての税務課長であります早川弘行氏を固定資産評価員に選任したいと考えておりますので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

皆様のご理解とご協力をお願いし、選任の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第47号 固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第5 承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（生方勇二君） 日程第5、承認第1号 専決処分（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） それでは、承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例）の専決処分について、説明申し上げます。

議案書、それから議案参考資料ともに1ページをご覧ください。

まず、議案書でございます。

昨年度末に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、村税条例につきましても、この法律に準じて改正する必要が生じました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、議案参考資料のほうをご覧ください。

まず、第51条、71条、139条の3関係でございますが、大規模災害が発生してしまった際、村長が必要と認める場合、職権にて税の減免を行うことができるというふうに定めるものでございます。

これまでも大規模災害があった際、被災地におきましては、災害減免の適用になることが明らかな

場合でありまして、減免の適用を受けようとする者は申告書を提出しなければならない、このような規定により、減免を適用できず、被災者それから税務担当双方に負担が生じておりました。こうした中、今般の能登半島地震の発生も踏まえ、あらかじめ職権による減免を可能とする規定も被災前の備えとして考えられ、追加することにしたものでございます。

なお、村長が必要と認める場合に限って申告なしに減免を適用することもできるという規定でございますので、減免を受けたい者は申告をするという原則に変わりはないものでございます。

続いて、附則第5条の2関係でございますが、今般の災害によりまして、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和7年度分の個人住民税、この場合、令和6年度所得になるんですが、こちらから雑損控除、これを行うところ、法改正によりまして、令和6年度分の個人住民税におきまして、雑損控除の適用対象とすることができるという特例が設けられたものに伴う改正でございます。

続いて、附則第7条の5から令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税についての規定でございます。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するためということで、令和6年分所得税、それから令和6年度分個人住民税において減税が行われることになりました。具体的には、納税者それから配偶者を含めました扶養家族1人につきまして所得税3万円、個人住民税所得割額1万円の減税が行われるものでございます。

なお、所得税法につきましても、地方税法と同じように3月30日に法律改正が行われております。

この定額減税実施に当たりまして、納税通知書の記載内容や控除後、定額減税後の納付方法についての規定が今回追加されているものでございます。

附則第11条から第13条の改正は、令和5年度までに行われていた固定資産税の土地に係る負担調整措置、これを法律改正に伴い、令和8年度まで延長するというものでございます。

今回の改正条例の施行日は令和6年4月1日でございます。

榛東村税条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 議案の内容ではなく、今回のこの重要な議案を専決処分した理由を聞きたいんですけども。

○議長（生方勇二君） 税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） 先ほど申し上げました法律改正、地方税法の改正が令和6年3月30日であったため、それから、施行日はその2日後の4月1日施行というふうに法律はなっておりますので、どうしても時間的余裕がなかったというところでございます。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 時間的余裕がなかったとは私は理解できないんですね。というのは、私の日程で調べたところによると、3月は18日が定例会で22日が南北小学校の卒業式、あと議会だより委員会が25、28で入っていましたかね。あとほかの委員会なんかも入っていたかもしれないんですけども、いずれにしても、議会を招集する時間的余裕がなかったということは、ちょっと理解できないわけですね。なぜそれは重要かというのは、皆さんご存じのように、議会と執行、長は二元代表制とって、両方とも選挙で選ばれて住民の代表なんですね。そして、この議場で長と議員がけんけんごうごうの議論をして、ただ言い合いをするのではなくて、両者村民の立場に立って、村民の利益を考えて、また村の利益を考えて、けんけんごうごうに議論をすることが大事だということなんですね。それが二元代表制なんです。この立場から言っても、果たしてこの専決処分、決して私は議会を招集する時間的余裕がなかったとは考えられないんですが、その辺のことはどうお考えですか。

○議長（生方勇二君） 税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） 今回の専決処分ですが、あくまで法律が成立した3月30日以降ということであれば、実質31日しかなかったというところで、先ほど申し上げました時間的余裕というところを取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それにしても、果たしてそれだけの招集するという認識があったのか、招集しようと思えば、たとえ1日であってもできないことはないんじゃないかというふうにも思うんですね。今までの専決処分なんかを見ても、決して招集するいとまがないというにもかかわらず専決処分したみたいなことも、幾つも私、記憶があって、一般質問でも1回、専決処分についても取り上げた記憶があるんですね。

ということで、今、答弁を聞けば、確かに3月31日に法が決まって、翌日施行となれば、厳しいかもしれないんですけども、ただ、私もその辺の知識は乏しいんですけども、例えば4月1日施行だとしても、2日や3日後に議決するというのは、法的にはやっぱりできないんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） すみません、私の知識でございますが、あくまで議会もしくは今回の場合は専決処分でございますが、条例改正をして、その後、村長の条例公布という手続を踏まえて施行日が4月1日と、4月1日までに村長が公布しなければならないというところがありますので、2日、3日に議決したものを出すと、それ以降の施行日というふうになりますので、4月1日施行はできないというふうに考えております。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今回の議案の内容の参考資料の概要、1項目めと2項目めについての質問ですけれども、ちょっとこれ実務的な質問なんですけど、この件に関して、ある意味申告制度を廃止して、言葉は悪いかもしれませんが、勝手に控除あるいは減額というような形になるのかなと、ただそれに当たって、ある意味勝手にということであれば、減免受益者、税額控除受益者に、ある程度報告、告知をしていかないといけないということがあると思うんですが、それはどのように今後やっていくのか、どの段階でやっていくのか。そういった手続はまだ決まっていないというのであれば、どの段階でというか、いつまでにそれを決めるのか、その辺のところを回答を。

○議長（生方勇二君） 税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） 議案参考資料の2項目めと3項目めのご質問だったと思います。

まず、2項目めにつきましての雑損控除につきましては、今回でいいますと、能登半島のところに皆さんが資産をどのくらいお持ちなのかということは全然こちらも把握しておりませんので、やはりこちらは申告制になるかと思います。

それから、3項目めの大規模災害等が起きた場合の村長の職権による減免、これにつきましては、まだ細かいところは詰めてございませんが、当然、税額というものは決まったものがございますので、それから減免したものが幾らというのは、最終的、一番遅くとも納税通知書の発布、その段階では記載されたものが通知されると思います。

その間に各納税者のほうに通知、ご連絡等ができるかどうか、その辺につきましては今後検討するものと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 先ほどお聞きしました大規模災害があった際の職権、減免に関わる改正、これ具体的に家屋なんかの全壊だとか半壊、それから家屋の解体なんかの関係で能登の関係が緊急時で

なかなか進まないということで、熊本の職員が助け舟というか援助でもって、能登の関係の書類関係のものを手伝ったということを知りました。実際そうしていかないと、現実起こった災害現場では本当に困っている状態があるし、そこの町村関係の職員も大変だと思いますので、これを踏まえて、多分この能登の関係でこういう51条とか71条、139条の3、こういったものが入れたらと思いますので、先ほど2番目の個人住民税、こういったものも多分試行錯誤しながらでも国が困ったことなので、恐らく緊急で法の中に入れてきたんだと思いますので、前向きに検討していったほうがいいと思うので、私はこういうことに対しては多分、全壊、半壊、大規模災害に関しては、家屋の解体なんかの関係のことを言っているんだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、質問のところ、最後のところが質問でよろしいですか。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい、そうですね。

○議長（生方勇二君） そこをもう一度、お願いいたします。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 概要の大規模災害があった際の減免に関わる改正で、51条、71条、139条の3関係というのが多分私が想定したのは、具体的には、家屋の全壊とか半壊だとか家屋の解体なんかの関係で、住民からなかなか住民が申請するにも手続がうんと混乱しているし、また家屋の解体なんかで、例えば死亡者があって、全然手がつかないという状態であっても、多分これを何とか解体しなくちゃ危険が及ぶという場合には、任命的には住民のあれがなくてもできるんじゃないかという、そういう想定を考えたんですけれども、そういうことではないんでしょうかということです。全壊、半壊、家屋の解体に関して伺います。

○議長（生方勇二君） 税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） 大規模災害があった際の職権減免についてでございますが、一例を申し上げますと、例えばここに書いてあります51条、これにつきましては、もともとの条例が村民税の減免というような規定でございます。この中にも、前年度におきまして所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者等々がございまして、そういった所得が急激になくなった、もしくは災害を受けたと、そういう場合は減免をできるという規定が51条でございます。ただし、先ほども申し上げましたように、そこの第2項でこういった減免を受ける場合は、村民税の減免を受けようとする者は申請書を村長に提出しなければならないというふうなことが51条に書いてあるものでございます。ちょっとくどいようになってしまうんですが、建物も71条の固定資産のほうで該当にはなりますが、そういった災害を受けまして、所得等々で税金のほうを納めるのが困難となった場合に適用するというような条例でございます。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 先ほどの答弁で、確かに執行の言うとおり、議会を招集するいとまがなかったと普通考えられますけれども……

○議長（生方勇二君） 早坂議員、先ほどのことでしたら、4回目になるんですけれども。

○12番（早坂 通君） でも、ちょっと角度を違って聞きたいんですけれども。

○議長（生方勇二君） さっきのことではないんですね。

○12番（早坂 通君） 専決処分のことではあるけれども。

○議長（生方勇二君） 専決処分のことだけれども、違う角度。この議案に対してじゃないんですか。

○12番（早坂 通君） この議案に対して。

○議長（生方勇二君） この議案に対して。であれば結構です。

○12番（早坂 通君） 聞いてあれであれば、あれでいいです。4問目と判断したならばいいですよ。

○議長（生方勇二君） 4問目になりますよね。

○12番（早坂 通君） だから、今私が質問して、それを議長が聞いて、やはり同じ質問で4問目だと判断すれば、却下してもいいですよ、この質問は。

○議長（生方勇二君） 4問目ですので、却下します。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 先ほどの早坂議員の質疑等もあるんですけれども、今回、榛東村の村政といたしましては、できるだけ専決処分はしない方向で考えております。議会の承認を得ながら進めていくというのが村政の基本だと考えております。ただし、どうしても間に合わない部分について専決が出るのかどうか、あるいは臨時議会を開いて遡りで公布ができるのかどうかというところの技術的なところも踏まえて、近隣町村等も調べながら、今後は対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の専決については、近隣町村の状況も調べておりますので、そこについては総務課長より答弁させていただきます。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど副村長から答弁がございました。近隣市町村の状況、専決処分につきまして報告させていただきたいと思います。

こちらで調査したところ、前橋市、渋川市、吉岡町がそのような状況でございます。また、高崎市、伊勢崎市についても同様の専決処分を行うということで、今、調査の状況でございます。

以上になります。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、承認第1号につきましては、委員会付託を省略いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（生方勇二君） 日程第6、承認第2号 専決処分（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 承認第２号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、本条例国民健康保険税条例についても、この政令に準じて改正する必要が生じました。このため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、議案参考資料の25ページをご覧ください。

国民健康保険税の税額計算において、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２万円引き上げ、22万円から24万円とするものです。また、国民健康保険税の軽減措置におきまして、５割軽減及び２割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円へ、53万5,000円から54万5,000円へそれぞれ引き上げるものであります。

議案書の14ページに戻っていただきまして、附則ですが、第１項、施行期日は令和６年４月１日、第２項、適用区分として、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとします。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第２号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、承認第２号につきましては、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） この件について、周りの市町村の関係なんかというのは、全然考慮はしなくてもよろしいんですか。と申しますのが、私、2月26日に65歳以上の介護保険の関係で賛成したんですけれども、その件について後日、検討してみたら、非常に他市町村との関係で違いがありましたので、その関係で、今回、6月の質問のときにちょっとさせていただきますが、これ、もう少し……

○議長（生方勇二君） 浅見議員、質問ですか。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） そうです。

○議長（生方勇二君） 質疑は終わりました。今、討論です。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 反対討論です。

○議長（生方勇二君） 反対討論ですか。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 私はもう少し審議がしたくて、ちょっと内容が分からないものですから、賛成できるかというのはちょっと自分で疑問に思っていますので、反対いたします。

○議長（生方勇二君） 続いて、賛成討論を許可いたします。

7番波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 地方税法施行令の改正に伴うもので、その判断は正しいと思い、賛成いたします。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成10人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉 会

○議長（生方勇二君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして令和6年第3回榛東村議会臨時会を閉会といたします。
大変お疲れさまでした。

午前10時12分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 小 板 橋 尚

榛東村議会議員 善 養 寺 孝